



平成27年度高島市一般会計予算のうち庁舎増築整備事業
および支所庁舎整備事業の予算執行に対する意見書

これまで、高島市役所の事務所の位置を、今津町今津から暫定使用している新旭町北畑の現庁舎へ変更することについては、昨年の高島市議会9月定例会、本年の3月定例会において、議会は当該条例の一部を改正する条例案をそれぞれ否決してきたところである。

さらに、本年の3月定例会で可決成立した「高島市庁舎整備に関する住民投票条例」により、本年4月12日に執行された住民投票の結果は、現庁舎の改修および増築が18,565票、今津町今津への新築移転が8,692票となり、この条例第15条において「議会および市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」と規定されていることを踏まえ、去る4月27日に開会された第2回臨時会において、市長は民意を反映すべきとして条例改正案を提出するものの、三度の否決となった。

現行の「高島市役所の位置を定める条例」に規定する今津町今津が事務所の位置であることに変わりはないが、一方で市長提案の趣旨である災害発生時の防災体制や現庁舎の効率的な機能、さらには来庁者への配慮すべきスペースの確保等、喫緊の課題対応の必要性も十分に考慮しなければならない。

二元代表制の一翼を担う議会として、これ以上市政の運営を停滞させることは本意ではなく、地方創生の元年と言われる本年において、地方創生の取り組みに軸足を置きながら、安定した市政運営が展開されることについて、議会としても最大限の努力が求められている。

ついでには、既に可決成立している平成27年度高島市一般会計予算のうち、庁舎増築整備事業および支所庁舎整備事業については、「高島市役所の位置を定める条例」の付則に規定されている現庁舎を「暫定の事務所の位置」とする趣旨を前提に、種々比較検討の上、必要最小限の経費により予算執行されることを求める。

平成27年6月1日

高島市長 福井 正明 様

高島市議会議員 廣本 昌久

